

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和3年5月7日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29～R3年現在までの私と県（公用車）との事故の経緯経過が分かる関係書類（修理した報告書、車検、運転記録）含む。〇〇部〇〇・管財課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月19日、実施機関は、本件請求に対して「指定年度においては、あなたに係る上記個人情報を作成又は取得していないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年5月21日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月12日、実施機関は、旧条例第42条及び徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16号）附則第7項の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類と特定した中で、（宛名に県知事名で提出した書類）の関係書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

本件請求において審査請求人が開示を求めている保有個人情報、平成〇年〇月〇日に発生した審査請求人運転の車両と接触事故した県有車両（以下「本件車両」という。）に係る平成29年から令和3年5月7日まで（以下「指定期間」という。）の事故報告書並びに修理した報告書、車検及び運転記録のことであると解される。

まず、本件車両に係る事故報告書は、平成〇年〇月〇日に〇〇総合県民局〇〇〇部（〇〇）から管財課に対してなされており、指定期間において、管財課は当該事故の経緯に関する書類は保有していない。

また、当該事故により、本件車両は左後部ドア前部から左後部フェンダーにかけて損傷したが、本件車両は損傷箇所の修理を行わなくとも特段運行に支障はないことから、当該事故による損傷箇所の修理は行っていない。このため、本件車両に関する修理した報告書は存在しない。

さらに、本件車両に係る車検については、〇〇総合県民局〇〇〇部（〇〇）で、本件車両に係る運転記録については、〇〇総合県民局〇〇〇部（〇〇）で、それぞれ事務を行っており、管財課においては、当該書類を作成又は保有していない。

以上により、本件請求については、開示請求に係る個人情報を作成及び保有していないことを理由として、旧条例第20条第3項の規定に基づき、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

審査請求人が主張する本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に発生した審査請求人運転の車両と県有車両の接触事故について、平成29年から令和3年5月7日までの間に作成し、又は取得した関係書類並びに修理した報告書、車検及び運転記録に記載された審査請求人に関する情報のことであると解される。

2 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関の弁明によると、平成29年から本件請求のあった令和3年5月7日までの間に、事故に係る公文書を作成し、又は取得した事実はないため保有していないとのことである。

また、修理した報告書については、当該事故による県有車両の修理は行っていないため存在せず、本件車両に係る車検や運転記録については、管財課で事務を行っていないことから、当該書類を作成又は取得しておらず、保有していないとのことである。

それに対し、審査請求人は、審査請求書で何らかの関係書類が存在する旨主張しているが、これらの文書の存在をうかがわせる事実を確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る保有個人情報が記載された文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、当該個人情報が記載された公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点

はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年10月12日	諮問
同 年10月13日 第3部会（第4回）	審議
同 年12月 1日 第3部会（第5回）	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	